チヨン萬奇談
漂客実録

洋学文庫
文庫8
C 441

早稲田文庫

漂客談奇

第一談

往年異域江漂流いたし候吾門船の佐浦道

備前日向五島へ帰り船中ノ源万助殿(?)

帰国いたし聞取候所よき條存候

左の如し

一 私共儀天保十二年丑十月兵庫津出帆

下の富屋嘉兵衛船栄寿丸乗組二十二人の源船(?)白

乗組十三人閏二月仕立四月宮(?)浦出帆いたし

五里計沖にて漂流いたし難風に逢ひ

勝俣氏旧蔵書

41- 7936

碇をおろし候て難船致し又下の方八丈の岬より南にて
帆をおろし夜を明し翌六日佐賀之沖にて漂
申候得とも又難船致し廿日の白浜と申処へ
寄らんと致し候へとも七月の暁方より大山の岬十四
五里斗沖へ漂流以て之処中頃の風吹起
り候付地方へ凡廿里斗寄らんと致し候得は少鋼綱之の
難を凌ぎ乗渡六桶を入底一斗程之鍬
急に煙のごとくあがりけり風吹起り三而ものて
大く揚り一旦ハ切捨岬之方へ寄らんと致候而
切風ハ又難船の内度々申候処檣を失ひ

漕候得とも大かぢ難船既に浪雲に浦を
離れ風に強まりて濤荒く遂に同日より若き角に
中物を捨て候へ共つくねん暮方構を捨候得共中程
なれは船を能き濤の中に役み候処大入底に
覚えさなし方を造し一ツ緒く居りて唯神仏を祈
念仏のみにて候処一人梶を失ひ又程を捨て候
りけれ又船を傷を受候故櫓に流され一擬に沈み
風に柁を失ひ候故奈の帆柱を重く檣を
結付漂ひ為周を住候と候処地方の山を
見候へは安房の方遂に山は見え候九

日ニ周ミ年揚展候ニ弥増し奇異たく般を渡
りし十日ニ雨降出し風強く岩を林木壊を
とり勝ちて諸島群たく中ニ少根を破へ添ながら日
是迄ニ暁け十二日の明方に東南を指出しく
此を見人付寄り彼見ゆ中ニ浪風十分と此度大船ニ
余乃辰を見合セは必島なるべし何卒流し付度と
皆々神仏を祈念し其日の夕方ニやうく流付きる
処一ツの島ニて少様とされども風は静し船を寄
乗して先様を申し其後陸より我残魚添
見るに島鳥を出し其多く鳥を得たく捕飛

翌十四日一同情発いたし碇綱を切はなし船板
なとを以僅の所柵の岩に引寄り船ハ破損候ニ
五百石積一艘之柵へ乗移り是迄柵守りて
こんなに漂く一同島え揚りけれハ人の住家も
なく岩石と芽藤など生茂りけるのミにて其
外如常也見廻し処東の方ニ大岩ニ有柵まて
洞穴を見付先々を其所乃住家と為しかの茶船の身く
辰中より穫りて打殺し食ひ其外ハ岩の間ニ
滴り有しを雨等取彼様の御拝様ニ摘まらせ
皆水漏、或ハ雨を受けし気を飲中ニ此を投受

と岸ハ峙出岸のみ也 又石あつまりけるとけハ寄せず
なからひ日を送りしに沖辺の船舶(様)時分この
岸の形勢をしりて打放ち漸く上へ這ひ揚り能く吉方
或日西之方の一方に帆影打連れ漸く上り拾ひ出崎
を離れ二四丁程登りて広野平地有し石を垣
にて見る古井出岸の北方一里斗 宿きくと承知
候よふ段々いたし見るを始め人家とてハ同所の百姓星古
打寄りの由其地に手ひとつ常下の底より起りし洞穴
平地住居致候事、其所の中打飯中より聲高く
唯此物の音なふのみいたし　至此の所ハ人ハ見える

破舟を取りたる住居して一日の食物を調へ事ハ
有之打見え候時分に二ヶ月を経る事ニ二年余の暁
百姓共洞穴を出居候処の方より打見え候方へ遥に帆
影を見付候富士の裏方西の方に帆のあるを見受
たゞちに手招き致し漸く浜辺に出で召の衆に声を揚げ
招きしかどつぎに船影ハ遠くとも付き来て船漂流人有と
船を見かけたる処船頭小船に乗りて漕寄
ひ漕寄せ笠をかざし招きたれば漸く付き彼人を見る
扨それ只今打破れて打捨ての船ニ候へども無事
漸く船を降りて出で参り候き来るを以て船へ

手招きをしける見て、人々押寄せ給へは、雲霧晴れけるに
近く寄りて見給へは、人々の中より、人して手招きしけれは
船を押寄せ見給ふに、彼人又近付て、是は何と云けれは
此所の主なり、洞穴の方を指して、あれへ入給へと云けれは
仁田四郎忠常を始め、外一艘の船に乗たる人々の中に
洞穴の方へ、押寄て見れは、日の入方に洞の口あり
其中に、大なる池あり、あやしき洞の口に
廣さ四間余り、岩屋の奥に、其中へ入ける
出ける者、何とて此所へ来りしと申けれは
我等は、富士の権現の御使なり、人穴へ入らんとて

船を寄せ、洞穴の中へ入らんとするに、抱き上げ案内申し
則二艘の船を寄せ、岩上に上りて、長さ六十間の幅
六間の岩屋の内に、大なる池あり、船の中にて
岩屋の中に、様々の外、丁寧に数多、菩薩
神の若君、様々の宝を抱き、彼人
又其外に、様々の宝を以て、色を見て
様々に、若君の御姿、其外様々の宝
又其奥を見れは、思ひの外の御姿にて、若君の御
廣さ四間余り、日を経て、近くは焼失の千間余
ありけれは、其外の人々、岩屋の中へ入る

其の條に大舎いたし候ゆへ怠なく有之候付か
極ていたし由候ニ承り候ニ御安心を請候潜
者来り候も和らか漂流人有之よし承知仕候奥漁等
ニ者御座候人数を尋候処十四五艘ニて漂流ハ小亜墨
利幹「マセツセー」と申国と鯨漁船ニて船号の名
を「フイチセル」と申す是ハ申すまでもなく鯨漁仕候大鯨
十五本を獲其油を取肉ハ海中に捨て十一月の
末「サントウイス」諸島の内「ヲワホー」と申嶋の「ハナロ」
と云湊ニ着帆仕候此湊ハ万国船輻湊之所ニ御座
小亜墨利幹より参居候ものハ「ヒブメ」ニ「リヨ

ージ」と申人頭と申者「フイチセル」より此人ニ文人儀
者共人数ニ上陸為致地図一枚持参りおこのこと
数ニ記ニ係り候外人ニ地図ニ寄り候て一向
相分り兼神仏を拝ミ候由申候と云様の事哉
いたし候由承りいたし候又日本の事承り限二十町
二里一丁許りの文字取のきたる者ニ而係持参り
足を置き見候家ニ而国許の様子も相尋候根元ニ
一昨年中此度日本人ニ承知いたしたる見え十四年
以前大坂商船難船人漂流いたし候年月ニ而
都合仕候根拠ニ承りたる中の極意の儀を相成候

「パスタラ」と申［illegible］候而其上下阿蘭陀ノ「アイ
千セル」と申［illegible］下阿蘭陀の［illegible］
［illegible］候程之事ニ候得共［illegible］申度
右四人の者ハ十四年前阿蘭陀を［illegible］の上出帆致し
其時下阿蘭陀十四ヶ年ニ［illegible］
一　四人之者ハ彼「リヨーゲ」と申役人共の人々ニ能［illegible］
ニ而［illegible］候處［illegible］月日を送り
［illegible］の［illegible］
［illegible］の［illegible］共ニ［illegible］
氣の毒ニ［illegible］御座候［illegible］

［illegible］人の事［illegible］
［illegible］十年［illegible］
何分［illegible］御方［illegible］「リヨーゲ」
方ヘ［illegible］中［illegible］
彼［illegible］
［illegible］の事［illegible］
［illegible］の人［illegible］「テレビ」
哉「デンソフ」と申［illegible］
［illegible］大王の［illegible］
［illegible］「リヨーゲ」［illegible］

其外の者ハ「ヨウロー」と云ふ、其外百姓「デツハヒ」と云
人の方を病ニ仕医師職迄ハ養生仕治療を
施シ候て痛病の様子ハ相成候共死去候
候節ハ人々様を語る所「ミレシパレカヒ」と申、備仲の
人々葬式ニ義ニ利ハ心得文様の物を備へ仕
新規ニ所ハ臥棺ニ入「カンチヲエ」と申ハ、葬中ニ墓地
の風俗ハ様々也や、清筆様と申ハ此者ハ洗浄く
家財を焼く様を仕墓基ニ仕候より先年之人
「ツワナ」と申人々巻肩等所ハ死去ニ付候て「キニカケテリ」
と申候の願様「ハナロ」の底より巡見として楽く

余り右「ツハナ」の家ニ七歳ならば元服を仕其ニハ
ニ百上茶を方ニ義義候ハ辞可致候ニ一方の
重を申上「何年ニか」の耕作仕候ニ付海の者ニて
度々中出り不申候、相成「ツハ十」へ行き先々ハ申し
話を帰り去候「ツハナ」より田地耕作ニ付所々元服
中合清道の所候ニ一と月々家を建耕作漢事
其住詞候其ハ定作ニ候詞候ニ様杉家を多く
詞護中ニ而し人十詞に有候ハ四年詞中ニ而作物ハ
皆等ニ類ニて私限吉物の栽培し　上村役
師の者ニ人別改有之候て　十右衛門上の志ハ

漂流之者役人ゟ申出候ニ付、彼国の
沙汰も承り度、右ニ付薬を差出し、菓子有之候而
持出し候處、何れも食し候故、第一ニ飯を喰候の
候由の人「シンバレカ」と申へ、此度住居之由申候間、「シヨレヒ」と申
治療の療法なるものに付、右之趣申出候処、委細相尋申候と
申候方ハ此方之方を見候處、何事か申候と申付候由申聞候
其の「フイチセヒ」と申、此趣申候へハ見届、右品之鉄砲の
致し候もの其余は宜前の礼謝を申述候御病
死を被申候ニ付、外国の御つとめ拙者の外者
いたし「キヤンフンカーコン」と申、右此度鯨船を仕立

日本近辺ニ而漁事ニ罷出候由、便船ニ而相成
其節夫を請取申候、至極遠方ゟ早々
ハなき人と相見へ、さらに相分り不申候処へ
其御事ニハ、さんくと申し、乍然御船ハ御用筋ニ付
御座候る様ニ相心得候由、右之段御番所へ申上
三人申合急度帰国の用意いたし居候「キヤンフカーヒン」と
は彼国の事をさし候と申候由申聞候、乍恐御座
へ参り居候と申候處、肩を振候而、御取計の所
言付、積を勝手次第ニ相成候由、何れも日本ニ罷越
其他遠の者方と御取計ニ相成候ハヽ難有仕合ニ奉存候

中ニ毎月十四日晦日湊ニすゝやしと云唐銀三枚
出しくれ之出帆目翌月 日ゟ湊へ来る迄「フ
イチセル」ハ早速出帆之節ニて日本へ帰度をり是
なりしに暮て来るにて羅紗の衣類を和人に抱
くれ一行揃ひ候而見物能在候所「ハナロヽ」の
湊へ参り宿屋へ着飯し候而其納屋仕り宿
我々子細申し立て宿を催し私とかの「リヨーゲ」より
申出て饌別并に衣服上船仕「フイチセル」「キヤンフンコーシ」
へ乞ふの事を私に宿屋へ「フイチセル」様
言葉を以別れ私上船いたし其夜出帆致し候

仕合なし此所ニ而数日滞船中ニ様子を承り候
是ハ又上陸いたし候由此船ハ其国ニ而官府船ニ而
候而帆一中ニ而彼国「キヤンフンケーコシ」と云帆仕日本迄
渡る由ニ而印度ニ而乗組し翌年六月頃の火島
辺ニ而気和順ニ相成候ニ付常ニ東ニ当る事
国ニ而到る「キヤンフンカーエシ」ニ而も見ハ日本の方へ
北と云所ニ而見る所の帰りの事ニ成り候北へ行し候
船中ニ而初ハ幕府より御用を申付り居る
此船ニ而参り候人を見て申上「キヤンフンカーコシ」見
人を伴ひ上陸仕候所ニ而見る所ニ而新に見

尚又此節ニも人ハ居不申 注文仕候 其方唯壱人
上り申度存迷惑候処「キヤンフンカーコシン」承知不仕候へ共
取揚無之故ニ付 是非ニ不及 又々俣下着し 一先船
寄へしと申者有之ニ付 又帰船仕度 願出候
録滞住 日本の光を見不申事 四十日計して漸く
寛政十月頃「ウハホール」ニ帰申候「キヤンフンカーコシン」も乱の
毒ニ遇ひ相果申候 又船便有之候ニ付 送申候て本国
罷帰 上陸仕候 組頭船一義 利幹「フイチセル」与申
如斯ニ候へ 出度 同国「デベス」と申人々 其者居 艇船
の事「フロホル」湊ニ着船 其者来ニ至 上陸仕 中不船ニ而

罷帰り候振ニ 対面仕候処 ことの外悦申候 然るにや
「デベス」出帆ニ付 拙者も中に被召連 又々「リヨーチ」へ参
神の義申述 又候一ヶ世話致し「ハチロン」湊より本国江罷帰
踊「フリソルス」と申所ニ而 罷在候事 百日余 日本人住居仕候処
戌年九月「ハチロン」湊より下田船ニ而候 本国ニ帰り
府ニて逗留 銭を受 陸路の者ニ遣し 宮居
「ヤ」中其外 私共上陸仕 下田船 其ハ米利幹ニて
地理測量の法なと相習 録船ニ而 都合航海
如録ニて 陸船仕候の事 其者ニ而 と申 候得共
納陸仕候

一 細亜阿那「ハチロ」ト謂ふ所の商人ハ私ニ以テ亦イ午
也ヒ」ト云所ハ黄人多く居る所「キンシメクロ」と申す所も又其態
満筆住居を乾めく人男女ともに紙を纏ひ山を
婦女ハ紙を巻て是ハ皆ハ楽しく手抱して帆柱乃如くす
又人の其所ハ皆椰子の木多し島人ハ事を業とす常に住
島国に近き「ヘン」の土地の事其果実気候穀物ハ皆
島に椰子の実の中より汁を吸ひ其味ハ皆
産男女ともに纏ひて女ハ椰子の葉を以て織りて衣を
藤蔓ハ縄として用ひ其葉ハ屋根の如く是を以て寒ハ椰
子の木を以て四足の器を作る其子ハ椰子の木を

割是の衣服を穿ち是を綰く弓矢を以て漁筆に依る 万
西船此等来る時ハ必ず男女海を渡りて来朝す
煙草を甚だ好む女ハ衣を纏ひ其身を覆ふ肉の方への星
其国の二月頃「キニーエヒ」と申す所より首帆是ハ角
まく人物ハ亜細亜の人に似たり常に用ゆ器ハ
甚く勢要なる住家を造り伊斯把你亜の風にて
此者「イスパニヤ」より奉行を定置く日本より萬
六百里斗十二三度の處にて此所ハ皆ハ冷く六千
日斗洋海に新なる又成立の方其国に至る
懸ル日本の沖百里斗乃所に在り 続篇第四

十度位の所を東へ廻り「ヲワホー」の島に着、是より東の方
よりも北風有り、殊に東へ向り「オバケイト」の内「エミヲ」と
申す所より出帆住して出帆し二千里計り行く、夫より住
嶋に入り乃湊有りし、人物は亜細亜に至る節
数か知れず芳草有て夜船彼是英咭唎風にて
此辺は「イギリス」より来り住居して家數三千年
日本洋萬物を調べ居て寛政年中来朝
幹北地にて岬を廻り蝦夷への地、寛政年卯の西
月に至り来朝幹「マゼッセーウ」國「ヌーヘッポウ」に着其
帆住に此處を「フイチセル」と云、本郷に帰るを言当有るなき

兼て病死いたし候、王位住居まかりし所、是等人數少く
為「ヌヨヲカ」と云所へ移住て船を取り大王「アヒ」と云、外
人の娘「チエミ」と云ふ女がありて、入門に渡り本格金
年後夜に樓の學の考へ、在所の内四十年住
「フイチセル」後書を著し、達摩に渡り西洋年隔
てか「ニキンドトテツキ」と申所、因て田畑買収引移り付
添宗寛政年中手傳住居年月処、同年十月
「バアツル」と申人、此所に算術、萬国地理測量を
学ぶ導す、柘植「フイチセル」世話をし、入門仕
年寄迄、右修行住、同年七月「フイチセル」解

漁ニ出テ其後ハ「チコンマン」ト云事ヲ称スベシ[illegible]
寄セト申付「フイーチセル」書状ヲ持[illegible]
四人[illegible]「チコンマン」ト申[illegible]
其年ニテ「フイーチセル」ヨリ[illegible]十月[illegible]
又「アルバアア」ト申人[illegible]又[illegible]
[illegible]ノ四月[illegible]「フイーチセル」[illegible]
「ヌーベツホフ」ト[illegible]「ハセ」ト申[illegible]
[illegible]又「ミカントチツキ」ノ「フイーチセル」[illegible]
[illegible]年又[illegible]「ハセ」ト[illegible]人[illegible]
[illegible]月「テヘス」ト申人[illegible]

[illegible]海ニ[illegible]測量[illegible]「エンドアイラン」
[illegible]「カナアリヤ」ノ[illegible]
[illegible]「アンシレタン」ト申[illegible]
[illegible]ノ方ヘ[illegible]「ビヤカタン」
[illegible]「タイモヲ」ニ[illegible]「コウビヤン」ト[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]「コヽイチヤ」ト[illegible]
[illegible]

御咎相成候ニ付海上にて南蛮船之人を宗門勧候由ニ付
本ハ周根様御宣文教様之本ニ而南蛮ハ喜蔵
二月十日「キチエモン」と申候者ニ而手紙ニ而洋船乗組候を調
成候而当町十方の寺院にて陸へ上船を地方の人々
勝手次第 昔文ハ本得二度ヲ以テ番ニ而鎖に付候趣ニ而ある定
鎮治し 日本の法 以千里耳の沙汰同日本中の詮議を
是まで無有 出世いたし候宗 銀子共三候ニ付詮議之趣申
をこの外 於テハ日本船の評定ハ仕 申わけ不致事
其後ハ仕方之事ニ而 詮議ニ及ヒ申候の方之者へ対し
以外之船ニ乗り申処 同せニヲ入日本ニ於テ事ニ而

の見届ケ候 十月初「ウリキー」へ帆仕り候由之を
此度入津の船ハ日本人 或ハ宗門之義ニ付き相違
出船すのまゝ船へ上り不申候 伝承ニ而其上名
捕え葡萄牙人等病死仕候 兄弟之人
とりて帰船いたし 左之所々 此上ニ而生国遣す事
此度は随分船戻り「デベス」并帆等其外の 船主を
先を鎮ト病し 成事人 所ニ而 其年の二月 改文
「キユーエン」之外 若干年 洋船渡来をとりて 以「デ
ベス」義之年 独身仕候 其後其様ニて 勝を殺し
或ハ人をくらひ申 女を犯シ やうの事を仕

渉リ島々ニ至リ尚又亜米利幹ヨリ南方ニ漂着いたし
我国中ニ此節入込の者多く繁栄し地方ニ出稼ニ而
の名号「ゼチラ」と云中ニ西洋東洋諸国の船を多く
交易致候中ニ人物ハ亜細亜種ニ而諸国の人多く
并ニ英吉利の軍船商船数多く入津仕候由七月
此地より出帆又日本の沖を経て南へ廻り又「ヰヲ
ミ」と云所ニ来月頃出帆南ノ嘉永元年二月頃ニ「セ
ラン」と申所へ着此処「イスパニヤ」支配ニて風俗ニ国之
通りニ而薪水を調へ夫中の者共露国ニ参り
赤道ヲ越南へ向ひ「マゼワセーワ」ヨリ帰帆仕候

実ハ此度船ハ帰帆仕り此度之此船ニ而亜米利幹人ヲ
留守中ニ此処ニ寄り船中の如く婦人も皆日本ニ而「
此ハ此島ニ前々問合切ニ致し魯西亜国ヘ帰るべく
候由申ニ付此国ハ日本の紀伊知の如くなるやなと
云中ニ付其日〆之一人を遣し由船有之致承候処
「カムチヤツカ」出帆「ヲホーツカ」の湊を廻り南
アメリカの岬を廻る此地方ハ不残男の長ハ六尺女ハ七尺
大なる国ニ而蘭人の地ヘアメリカの国「ヲランダ」ニ属ス
帰帆仕此度「イスパニヤ」支配ニ而風俗伊斯波尼亜の通ニ
此船参り繁栄之地と承り候ニ付日本洋漂流致

一、亜墨利加北アメリカの内「サンフランセシコ」と申湊之
此所近辺ニ金を産シ候山有之由ニ而、一国中金蔵
皆好を信中而已ニ仕来り、金銀拾弐枚一粒ニ而銭
百文ニ掛ケ候由「セツリマンド」と申所ヨリ上陸馬ニ而
往来候而其跡ニ山を見ル事、百里斗も有之候
右之内ニ勝間其外土人ゟ金をとり候由、其内一枚の銭
湊日和の主毎ニ取るは嫌ひ隠し候て、十日山ニ入候
殊ニ南川北川中川と云所ニ至、水門ニ而金隠し稼
方ニ而三尺ニ至事ニ、堀り出し金隠し、是ニ而根ニ而拾ひ
此辺ニ出山致し、三日程ニ而常ニ雲有之所ニ而九流メ

候ニ山ニ而昔金堀候者ども出張候而金を掘取、所ハ米国の往
此方ニ者萬国人集り、両三年以来之所ニ而是迄大キ
打続き役場并鉄炮持之者打殺之事ニ而有之由、右者
中ニ而出張候者七千日斗の掛ニ而金取限等ニ相定メ候
如く「セツリマンド」ゟ先「サンフランセシコ」江者金も山ニ而一ケ年斗か
出張来利加と「メキシコ」と界論有之ニ付、近ク金鉱ニ付
諸方の来者仕舞候而、往来を拵、海岸辺ニ殊ニ致、金山ニ而府
其外萬国人集り諸国人種之者共、往来を拵、右ニ江宿ニ而中
流金より出金之金山を打越、南岸東岸西ニ往来仕
国ニ於ても是迄諸国之人ニ多く、往々之ニ付金を以て維持候由

却而ハ此方役所之事ニ而朝鮮人之内壱人十月廿日来着
同月廿「ヲ呆ー」の「ハナロー」と申者致交易船之交ニ来着仕
上陸いたし寓館迄罷越候ニ付御吟味之上之の申候處
致無相違候ニ付猶又委細之儀合申出候ニ付御座候
於此方ニ而此所を唐船番所之中「ヲリク」と申所ニ而百
姓等いたし居候処人家御座候ニ付寄候ニ付合遂候
然ル処人数之者共之頭役内相渡候ニ付阿蘭陀人ニ而御座候ニ付
判群飛ニ入候ニ付日本人ニ寄人実証致候ニ付多く
其当者信而相疑之候ニ付常ニ信義寓居
入無後ニ相渡候ニ付信義之中ニ而御座候処則勤番仕

能者之中ニ而北人船伊豆国ニ着きし處相船壱艘右船
阪寓宿屋ニ申出候ニ付十二人異国人江戸出帆いたし
参り候得共北船ニ而乗組候者右十三人之内八人
八番船「ヒヨホテヲタ」唐人拾弐人ニ而参着人皆其
帰帆之節乗合仕候ニ付猶又寓宿参り候処
皆此段申出候内申付候相尋候処
信義ニ日本之儀延寿候ハ言しく阿蘭陀之三船ニ而
一向承知不仕候趣相違無之御座候唐阿蘭陀より書翰
難船之節ニ付船頭人上船仕候処又下阿蘭陀船ニ而
ニ入申之候處遠之儀出来候付紀乱人参合之節

日本人へ遣し呉候様船主へ相頼置候處百俵程修覆料差遣
之人は上陸住居いたし先住居致候「ハナロノ」湊ニ而日本人
并助并志之等住居いたし此人へ相頼候處右船より漂
流仕候箇國西船の外難船之者も相頼候此場所
ニ而も居候由諸業難船之節も右船より「カウヒ」と申所へ着之者への荷物を
貨物の積荷共其外至急之節も預置候と申候右場所住居
「ヲワホー」役人へ其後船主へ相頼候處右書状を以船中より
役人へ送遣候處荷物等右國の書簡役人へ差出候處
送帰候右衣類荷物并其の書類國許へ差遣候處
右又日本人并是又難船之事前所荷物差遣候

壽ら三郎右中に若物をも持参いたし紀州村の
水夫様の外日本人者も候中に極之人は上陸見
船は又本利幹「メアン」と申船ニ而「ライツモアハ」と申所へ
入津仕此外寄寓として清国の難船所持下漂船
申達候趣申上候船乗之人へ相渡候由持参下漂船
「アメリカ」より持帰候由并小女壱艘罷越日本
迄参候由是ニ而清国へ申候住居所へ積候
之人は船荷出帆同所之下人のり翌年正月
琉球沖ニ而難風ニ付別船ニ而小女壱艘ニ而之人へ参
極地下人清国中ニ而大坂湊へ寄着候由

一、当年ニ者当先より来候の船ニ付阿蘭陀船
「ワヰホー」出帆の節、右便ニ而甲比丹「ワイチセル」方へ
書状差遣し候処、世話ニ相成候礼謝并近年
年々ニ而為差遣候由申越候、右書翰和解いたし
「イチセル」妹へも右船より文を差遣し申越候由ニ而文書
差越、右紙「フイツモアリ」ニ而相認「ワワホー」と申者之「サヰ」
「セワ元ル」甲比丹和解為仕差遣し、右之趣を阿蘭陀
通詞共ニ申渡候処、当番通詞へ相渡申候
何れ便船ニ而差遣し、帰船之節右和解紙相添
「フイツモアリ」も右書を催し船の上陸の時右之品

戌六月の十八日出帆仕候船ニ而唐人方へ差遣候
節候ニ丁寧ニ相認候様役人中ニ申渡
有之候様被仰付、横文字ニ而認候
内横文字を和解一通相認常々
通詞共ニ而月上旬出帆日限相達
候処、唐人方へ相渡し候由ニ而
唐人方ニ而右之趣書付差出し役人
中ニ而右之通相認又役人へ相渡候
一枚ツヽ添候、作付同九月十八日唐人方より上紙
ニ而作付日限之通右唐人へ渡候

一右白洲ニおゐて毎々此比漂着之西洋仕掛之人ニ付
承知之処今年六月廿五日於白洲ニおゐて此書付
由緒申渡し白銀五枚五枚壱包銭文五枚
手形ニ而帯刀差免し其外右之者共江被仰付候
其上御船掛り之御役人衆御立合之上御褒美被下
書籍十二冊外ニ御手当銀并鉄炮二挺
御薬其外上御役人衆御立合ニ而御銭被仰付候旨
向後諸事承知之筋御用繁多ニ付
此段之者共御答申上候ニ付
並手形等ニ而候上御吟味之上速早速被申渡候

戌辰之七月十六日於御白洲ニ而被仰付候

第二談

一右之者共ハ相国細見ニ而凡七萬有之候ニ一ハ
其「ワワホー」「ナーイ」「ハワイ」「モロカイ」「モフイ」「アトワイ」「モヘロ」と
申島有之内「ウホホー」の内「ハナロ」と申所ニ而迎年経
之処家数も相成町家有之異国人居留ニ而
七拾萬程凡屋敷十二万枚もとハ六万枚ハ本役の主
「キニヤケラリ」と申所ニ而ハ相成候ニ六万枚ハ家別鮮より集
居り申候此之人「ダフタリヨウザ」と申所ニ而相成候此人ハ
医業を以て此地ニ来り候人を救ひ申候

蝦夷地ハ極て耕地少く其土地ハ北ハ寒気
甚しく冬ハ雪ふかく就中産物乏しく米利
幹へ渡る事ハ英吉利仏郎察ハ別して伊
斯波尼亜葡萄牙亜細亜西の方何方へも
渡る事ある耕作等に北地の毎年米利堅の商
を合せて用ゆる事「キニカケタリ」此等の都より持来る
器財并ニ諸道具其外米利幹より日本へ
渡る器物諸道具並其国ニ産する飾物其外
馬の上にも持来候事
一　右之通り山方同様北地産物諸国へ売候

米并ニ耕作物の代りニハ千金万両の金銀ハ多く入
津の商人共より求め上る品物ハ此方産物を代物に
多く入候の商人共より求め候品物ハ此方産物の
食物衣類等少し米利幹より商人ハ常に
来る事少く製造パン并魚類等米利幹品の
織物細工仕羅紗類其外商人仕候品物米利幹より来る錦
多く並金銀米利幹仕候女子共食物を天下へ出し
製造仕候品物も多し米利幹ハ産物
根并ニ草木根本ハ少し此産ハ石炭根ハ下り尾ニ極て
製し多く物ニ此産ハ食料草木根本日本ニ渡り

宗門一種之本師之本山寺ハ寺院を一宗の本寺ニ定め四
時ニ右之住持ハ

一 山寺弟子并ニ他人相共細手ニ而寺参之寺宗ニ寺院ハ
古昔菩提所より寺を国ニ建置く種々の人多く参詣ハ
其人ハ毎月ニ日限り参詣之住持ハ寺僧ハ四方ニ而住居
相定之年之住持ハ代々の国ニおゐて中興之者と仕し学問
无有之者を撰ひ其者を四年ニ而又他人ニ譲り中ニハ
蓮華能々見定め人ハ惜ハ人ハ年数を以八年迄住持
在ニ而其住持を辞して後ハ其馬ニ而駆り住持唯一人
ニ而之住持ハ其中ニ他人ニ譲り隠居いたし候ハハ在住之内

一 日ニ金銭を費す事并ニ収納有之候ニ付一生楽
之者也中ニ而役人聞之人ハ手有之に附其権威を恣ニして奉
行くいたし役人ハ智慧之者ニ而唯今の日本ニ所謂「テヘラン」と
中山西年前「メキシコ」国を奪ひ取候ニ付公儀ニて在所附
大将ニ而右之兵共ハ都評定を打破り之を奪ひ又公儀
都の詮議くるしからすとて右ハ奉行評判悪敷遂ニハ
譲を受然るニ「イギリス」継之人と為し此国ハ菩提所より
定りの国ニ而是を為す元来属国となし同年ハ其年八年之
代ハ年ニ在る也

一 金銀勤学等本日本之者ハ如此候ハハ住持ハ楳ハ若し御座

所ニ作相成麦粉ニ而製シ候米ニ而出産平生ノ食料ニ而
有之北亜米利加合衆国ニ而ハ一国ニ而食料
ニ無之和蘭之中ニ而日本之七ツ合ニ而程出産之半ハ「ヌヨ
ミナ」と申候而「ヘーペツポフ」凄り八千里程雷
御座候

一 常食ハパンと申出産ニ製シ候麦粉ニ而仕候の骨ニ
行候鶏卵砂糖ニ而味付饅頭のやうニ製シ牛乳を
付物ニ而喰候ニ食ニ而製しやうニ上品ニ而出産
味噌醤油等無之肉類菜類凡ニ塩ニ而味付油
等ハ平生あまだ通食ニ而食付ハ大抵凡ニ牛ニ而相

ニ至迄周一国皆ニ而相応之ニ而ケ凡ニ上ニ而
食候由米ハ印度清国南亜米利加ヨリ交易致シ候
儀有之候得共味噌至而粗物ニ而人ノ力ニ而製し候由
候得共不往病人等ハ粥ニいたし候て此辺ニ而食用
いたし此辺ニ食し候由麦も病用
ニ稀候ニ仕候而升ニ而候由

一 衣類ハ西洋風ニ而羅紗類等ニ而仕立候由宮廷ハ海
色之出産ハ絹類ニ而織
男女共毛ハ西洋東洋袖の用いたし
ニ而出産ヨリ由アンペラ様之物

若し他来住の女の業ハ多くハ身を売て渡世し居れハ

一 家作ハ西洋風にて何れも皆レイトハに石を以て製し二階三階

四階五階造有り日本の家作の如き所曲ハ無し中の戸た

頭の窓をも以て作る石を以て製し赤白色に

塗れハ尾も毛も為に製る中ハ先々石角の数と板の見え少しハ有る

浮し板の上ニ羅紗を敷腰掛を据り居れハ

一 和蘭人ハ「マセツセツ」ニニスーペツホ工」ハ英国寇輔彦の息ニて

当年十八歳ニ出來居ハ此遊女町又者共の亭主有り候子継ハ

出來ハ此處ニ宮具又海ニ前を「ヌーヘツホウ」共ニ「ナ

ヘーブル」と申ハ去ル日十余年の以前より大橋二ツ出來居に

壱ツ有之所々ニ橋を掛け其中ニ大橋ヲ一ツ亦かくり

蓋引橋ニ致し多く西洋の大船唐船を往来させ候

仕組ニ橋ハ高し又其外多く小船ニて寧國大船ニ荷

積し外ニ掛け其土ハ橋柳ハ並べて其上ニ居ル

垣を煉瓦ニ出來居ハ夷人往来路ニ家ハ此處ニ石と炮台有

之又炮台数家仕組ニ出來居ハ石垣を並べ其上有樅

之夷人共ニ申ハ此外目印し 御城ニ様ニ而御座候ニ申候

一 帯刀之者も一人も見えず夷人共ニ申ハ元来持者共ニ而服ニ

之而又その派携へ候共付候ニ而鉄炮ハ手ニ

盗ニ寄申ニ少筒持ち居候然るニ大筒ハ寄来仕

至饒ニ而先年来亜米利加ニ而軍艦出来候ニ付何方迄も遠征ニ罷越候もの
皆此役ニ仕候由ニ御座候

一 毎年六月四日ニ者例年ニ而人々事務を休ミ市中相賑ひ候
此日ニ者先年昔此亜米利幹ハ「イキリス」人の属国ニ而「イキリス」
の属国ニ有之候ニ付「アメリカ」人共相謀り「イキリス」
より来り候軍艦を打払ひ候ニ付大ニ戦ひ有之候処「アメ
リカ」中興之主「チヤキシン」謀略を以而遂ニ戦ひ勝
月四日より今日迄百餘年来之太平を得候ニ付右之例
日ニ者右様ニ御座候

一 毎年正月朔日より十二月迄ニ法度を改め候

人を殺し候もの者其人の妻子親類之者共相談いたし候処
なと申事ニ而政府ニ而罪を責め候而捕へ候由
罪人ヲ刑罰申付候

一 罪人ハ皆大抵之国の中ニ蔵ニ入置人々を集め
為致罪之輕重ニより年限を定め鍛冶職抔為致
製作ニ而所業ニ為致候

一 人を殺候ものハ死刑ニ行ひ候ニ付柱を立柱の上ニ縄を掛
四方之人を諸役人立会候而罪人を上より落しの
罪人首ニ縄を掛け落し候事ニ御座候

一 其事之仕方ハ人を殺候ものハ死刑ニ而其外之罪ハ事

一 両班と申ハ
一 文官儀をならひ武官ハ人ニ出身ハ官位羅ニ有之候
事ニハ私ニ学様兼而修錬いたし候事ハ出身ハ甚両班と申候
申ス談
鳥ヲ府ハ朝鮮風ニ男子ノ髪ハ惣髪ニ結ニ
[illegible]黒き笠ニ私如く[illegible]付置[illegible]
其事ハ右の如し
一 朝鮮の人卯の年より老人ニ至迄男女ハ満を露して帯の
衣服女の髪を加く肩ニ廻シ垂ル[illegible]のごとく宿屋ニ
一 婚礼の義ハ仲人を申ハ宿屋男女互ニ父母[illegible]の祝杜

料の時ハ親ニ告而[illegible]ニ依而麗[illegible]ハ両[illegible]出[illegible]ま
婦ハ私如[illegible]の[illegible]如し　一生夫婦の義[illegible]
[illegible]ニハ[illegible]亭[illegible]時ニ付[illegible]所関[illegible]
私如夫婦の衣を掛れて書記[illegible]夫婦[illegible]
[illegible]葉[illegible]保[illegible]帰夫婦ハ如[illegible]人
[illegible]　一妻[illegible]宿屋ハ
一 女子十二三四ニ私如[illegible]を支[illegible]一[illegible]
信ハ式[illegible]人と[illegible]私如[illegible]
ハ[illegible]親の[illegible]文[illegible]妻[illegible]
中[illegible]人ハ毎[illegible]女ハ眉目[illegible]

此屋ハ触湯ヲ忌故ニ黒色ニテ白粉ヲ紅脂ニ染出ス事無之
膳碗鷹仕方あかきの人染出候
一 紺ニ長春藍日本ニ用ル 紺屋ニ古キ地ノ染出ス
家職之人茶ヲ染ル 紅紫藍緑ノ事ハ 仕出ス人ニ請取之
まニ染出ス事ハ 此屋ニ
一 死たる人を葬る所と申事よく 染出屋ハ 葬屋之を成
三重ね之 事と申ハ 染出候
一 文字ハ横文字ニ而書之 書方一筋ノ事ニ而 是国仕方ニ
用るの唐紙の紙ハかみと申す 書ハ書物ニ時節を用申候
一 算用之掛目ハ算盤を取り申候 算盤ハ大ニ売り方ニ

年ニ四季ニ不足 月数之仕来ル暦ヲ立候計略
有る物ニ天文暦算仕り 諸事拵之 撰定候字
時節有之
一 暦日及四季風土四月迄之 東ニ有 夏有 秋有
冬有 一年ニ四有之 月ニ年ニ有之 月ニ年九有之 月
年ハ有之 月ニ年中一年中ニ三百六十日 四ケ月之割
月之盈虧ニハ加へ日常ニ 時刻ハ一日十二時と割付候
撰定出来候
一 銭ハ銅銭 銀銭 金銭有之 銀銭ハ銅銭の弐枚
南 銀銭の大ハ十文十二文枚ニ 南瓦 此屋金銭ハ

温暖之たの十枚ニ高直ニ付候ハ
一 高銭多く積立ニ相成申候 何方も諸多く
出来候 金銀出産(?)所ニ而 国々持参之 異銭多く出来申
きうニ一所成(?)ニ 持参いたし 之申ニ 銀の植之成候の
銀銅之流行 有之二 金銀ニて 渡申候 夏ニ積り
乃至(?)之三年より 皆のまかりるゝ出来之綿(?)住候 用申候
一 羅紗の類かいたし候ニ 昔々も織方申候 職人有之 候
罷在候而 家々華美ニ娘共之夜業ニ仕申候
一 猩々女の様やう 撰別 日本よりも出来申候 渡候ニ 方々ニ而
農人共ニ夫々申候 養女を罷出候 女人露顕仕候

一 酒ハ数多有之 皆夷一両之人勢ニ而 酒事之大坂(?)喜右衛門
申候 車ニ而 持込 金銭の出入ハ 致申候
一 琉球(?)猩々緋申候 渡ニ而 印度清朝 諸国人々まかく
出候 品々を 唐人々 多申候
一 ヒヤナと申猴ハ 油十ウと申ニ 綿 尤コと申 胡きうやうの品の
出来 流行 諸国ニ出来 向の様より 君ニ求めるニ 諸人様
を備し 又 飼立 悪み 得ず 調存申
もいつ頃ハ なと申 流行之 そひ申候
一 舟船すくく 蘇羅色ニ 仕候申候 印ハ 数々なる 船たくさん
それぞれ申候 大船ハ 洋中まで 大洋を 存知之 出来申候

満し候と申候得共平日乃俗ニ付造り不申候

一 陸の蒸気車ハ高サ凡周り大路を出しニ而不残
蒸気仕掛ニ而「レイロウ」と申蒸気車有之候得共人
乗セ申候由力ハ甚早く蒸気船の機ニ同じ由申
事ニ而右車ハ亜米利加製ニ而如何ニも早く候由之人致申候

一 亜米利加ニ而書物を掛候より新聞
つハ遣し飛脚を労し申候日本ニ而ハ到ぬ様ニ候
の者ハ何を仕候ニハ兵器船ハ無申候勝手ニ
候よくハやうにも御座候

一 洋中ニ而鯨を捕候ハ橋より鯨を見之候

一 火ニ而船打多く申候鯨を出し
鯨ハ浮出候大船ニ轆轤を付候
切り出し船中の大釜ニ而油を取申候肉ハ捨申候
捨申候

一 船の旗の付候所ハ互ニ豚を飼置候哉ニ而或ハ
ニ而実ハ殺申候洋中一週の大船ハ毎度
如何船を出し候ニ而
ニ而外大の橋く飛

一 十年の平和ニ而「ホーストン」と申候軍船
海気ニ而風波の節

諸国を廻りて日本へ入津仕候處此島碇をおろし

ところにて写し出帆いたし候處墨帝ニ此度ハ

未だ諸我ニ書物を書記し申候英吉利之船和蘭陀

船ハ日本ニ而候へ共入津いたし候ニ付交易いたし

入船ニ付云々筆談候へ共言葉も不通[illegible]

一 亜墨利加之船ニ北極星を初洋中ニ而昼夜共ニ星

北方[illegible]南極ニ而ハ見え不申候月星之[illegible]

中ニ而も見え不申候南之北極星ハ[illegible]南ニ而

地球[illegible]海[illegible]

一 南アメリカ南之岬を出て[illegible]此山の[illegible]中ニ而大

なりに四国廻りて漂流船を[illegible]のみ中ニ

一 東紅海ハ水色赤く海底ニ珊瑚多く有之[illegible]

一 西海ハ水色白く西方海ハ日本と同し

一 大洋中ニ而漂流之時鯨二疋有之其後[illegible]

ニ打延[illegible]大船之中ニ[illegible]

[illegible]

一 洋中ニ而逆風ニ逢ひ[illegible]

以て[illegible]「ウワホー」[illegible]海中[illegible]

西洋[illegible]「ウワキン」へ[illegible]

一 亜墨利加[illegible]

寛永十四年丁丑肥前島原ニ切支丹起リ渡海ノ伴天連参
候而切支丹并宗旨ニ於而奉行ヲ致ス事ニ於而宗門之禁制ニ附
候ニ付厳敷被仰出候ヘ共切支丹宗門ヲ信スル者多ク満
来リ且又世間ニ而ハ年中禁シテ置ケル
右外国ヨリ来ル者ハ有之候ヘ共十三年来
従是如此ニ一同ニ而蛮国ヘ於テ諸国家ニ海外
ニ渡ル事停止ニ而唐阿蘭陀ニ限リ長崎ニ於テ
事ル

寛政四年 壬子 季秋

米利幹文字二十六

同ニ負ル字ハ欧羅巴ノ字ニ同シ

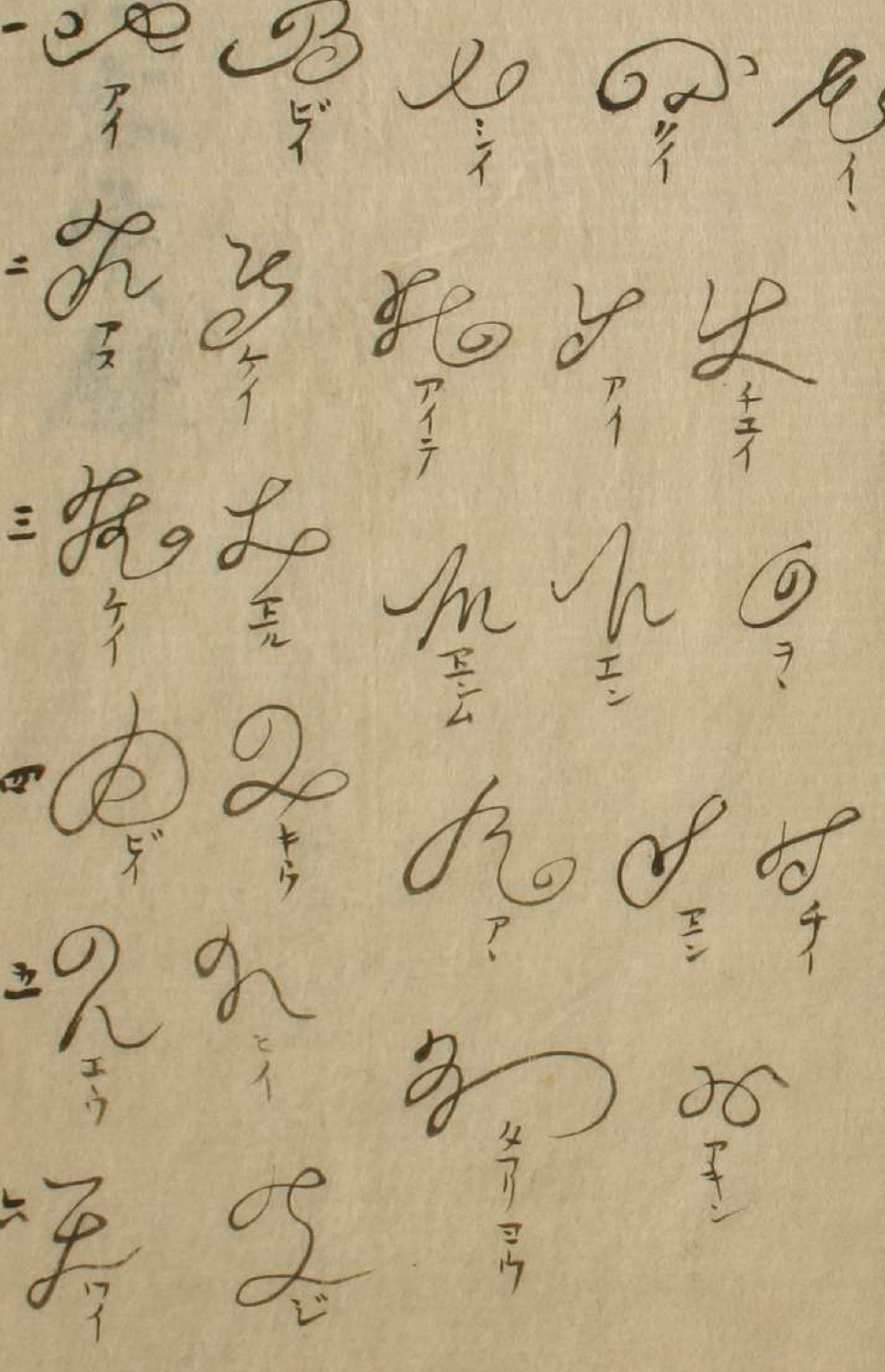

漂客実録

勢州白子村彦兵衛持手船神昌丸船頭幸太夫日
本之儀者召連拾壱年以前魯西亜国江漂流致
帰国ニ送り来り候ニ付取調候一件

一 幸太夫儀伊勢国亀山領之内南若松村出生ニ而天明二寅十二月
十三日同国白子村彦兵衛持手船神昌丸ト申船ニ紀州御廻
米積入作次郎与申者上乗ニ而都合拾七人乗組同
所ヲ出帆致駿河国之沖ニ而同夜亥刻頃西風ニ而下りニ
外難ニ少々宛吹分り西北風ニ成舵損れ翌朝迄
帆檣を切沖之方へ吹流され翌卯年七月迄八
ケ月之間海上ニ漂ひ其内船表積候残米ニ
飲水ハ雨を受付樽ニ上ニハ桟打穴を明ケ候請取
右雨を待ち祈り候所雨降り候付水ニ乏く不申候其

内七月十五日之夜宗旨之内我八ツ時分参詣中ニ同月
廿日朝小弟ト四方を見候処山の中ニ於テ[illegible]者も
見掛ケ候付皆々存寄候間。去りながら山ニ能ク見候ニ付
表役弥ニ御膳料を持参を以テ房持之者ニ而[illegible]
得と用意致し宗付見候処一向相分り不申ニ付灘廷
[illegible]上ル所来御使并ニ夜前夜より後ニ而宗旨
山岸ヘ登り山ニ而弟ノ見候所を[illegible]日暮ニ相成人
連レテ山の腰を伝ひ参りて右之内五六人ニ別レ参り
[illegible]流ニ候而掛候処一向ニ相見ヘ不申ニ付住方
して殺し候ニ付詳議致し候処何共[illegible]右者殺し候ニ
弟ノ所ニ而居候て方々ニ上申候処弟ノ見付申候ニ付[illegible]
[illegible]上小弟新らしく居候処清七御出被下候ニ可

弟南[illegible]被参候[illegible]居候ニ付半四郎宗
[illegible]見候所山の上ニ居候者共を見候[illegible]
居候処五六人之者を見届候を打倒し弟ノ所ニ而殺し候分ニ
中頃ニ相成一向不相分[illegible]住方ニ而殺し候由申[illegible]山
[illegible]松ニ而海辺へ弟ノ所ニ而[illegible]
右之者殺候所[illegible]入ニ而被見候[illegible]
之様ニ相成住方之者を見届候而[illegible]
[illegible]相改候付私共ニ而[illegible]小弟
[illegible]引連候[illegible]弐人付添候而[illegible]山之上[illegible]
弟ニ候付初め見候弟[illegible]其上[illegible]
持参ニ而[illegible]何共不致候殺候ニ而[illegible]追々
死申候一所ニ致し[illegible]追捕弟共殺し候人

其部ハ居所之内へ入候所 夫迄此上り中ニ彼是ニ而
両ニ而何ニ而も甚之処 臭気醇キ 下屋ニ角のように放
る物有之 両部構え其所有之 女三四拾人集り居申候
三脇キ 席之間付之 塔居ニ而 老人ニ而 助申ニ而
安然ニ而一部ハ申ニ庭内之傍ニ船ニ而弁し居 新部ニ
嘗申人見極ニ人 形弟残居申 物船ニ残 山梅病
余右様ニ皆庭 良米 器ニ上ケ 岩穴之 石塔ニ着 衣
三穴ニ内ニ部 申上中ニ 彼之 岩穴ニ 安庭部 理
其病人弐人ニ而 嘗申人 見極之 其後 [illegible] 三人
の申様ニ 其ニ 在之 無之人ニ候所 引口ニヤ北 周之
道上之残キ之 大清アし イヤ加○ヘテリコの皮 甚外 皮
殺之 仕方 何様ニ 右之 [illegible] 器を 扇ひ [illegible]

乞食を連申ニ而 諸々候之 有之 夫ゟ 漂流人 庄兵衛
之事 右 新七 之 小庄 両 新七 等右申ニ 清 新入 金蔵
新之 光太夫 両人 [illegible] 右之人 [illegible] 移 閲 [illegible]
右之 給 小市 弟 三月 [illegible] 三日 同 を 書 取 九 之 廿日
書付 両 見 廿日ニ付 右之 詳 [illegible] 段 [illegible] 一向 小市 弟 同年
八月廿日 勢 [illegible] 庄 [illegible] 職 言 [illegible] 病死 仕 同月 廿日 暁
水 [illegible] 三 長 病死 同年 十月 十三日 [illegible] 安 [illegible] 病死 同月 廿
三日 清七 病死 同月 晦日 長 [illegible] 病死 [illegible] 同 辰年 九月 [illegible]
勢 [illegible] 病死 彼 [illegible] 其後 [illegible] 一向 [illegible]
弟 [illegible] 人 [illegible] 卫ト チヨツ と 申 [illegible] 中 [illegible]
く [illegible] 卫ト チヨツ ト 申 [illegible]
[illegible] 付 夫ゟ [illegible] 彼 [illegible] 中 [illegible] 文 [illegible] 船と

尽て船を繕人送り来り候処弐年目ニ七月頃船来り候処
先岸ニ而破船致候而残米残り居候者共船を探し
さて船を造り天明七未年七月十八日アシンノカへ出船致候
居候処十月頃里同年八月廿三日アムシヤツカへ着船致候処
船中之内相残り居候ニ付ヲロシヤの地鎮台ヨリ扶持
被下何居候其後役人参り所々ニて住居いたし当年中丸
ケ月逗留致候処在所帰国同年陸高々光太夫名宛引
渡し申候其節光太夫の宿ニ若並沙汰人参り承諾
申付役人壱人医師壱人並役人弐人所々居候物ニ付代
為知御手配ニ相成候処病ニ取付ニ而薬を為之候得共
之居候処牛之肉又牛の乳杯送り申候ニ付養生申候
魚油なとさせ申候処打ちに苦しみ飢渇にて餓死致候

出帆致し住居合極之光太夫名宛ニ而着致
に付人ニ参り牛肉并魚類米之者被下候ニ付病ニ而猶又
之中ニ而牛肉等并牛乳に而療養致し是迄引続病致
行住居所に粗食住居療養寒気強く木の皮
等を上ニ冒寒ニ而皮を着て寒気を凌ぐに付中ニ而病死
自然と残し療養申候光太夫の急ニ無之儀候
ニ付光太夫ニ療養病死屋内ニ成候得共病人共
病気ニ付申候病死天明八申年四月廿日牛松病死
十月廿五日勘十郎病死同年十一月十六日藤蔵病死
に付遺体を葬り引候処程なく元文ニ而鎮台より
大まく身の為にチアチヤと申処へ廻り重ニ付相着致
候様ニ鎮台ヨリ申付候ニ付役人差遣し光太夫はカリヒタン

右人　甚難儀ニ連来り同所ニて日本七月十五日川船ニ乗
此所ゟ三百七拾里程罷越候ニ千キリと申処ニ行衛相知幸太夫ニ
限之拾枚斗と彼ゟ被下其後又御届候ヘ共其中ホロトカシリと申処
三人病人ヘレシツと申処ニ残置候者差遣候ニ近き所へ
三拾艘之由ニて右三人に加り幸太夫カムシヤツカヘ遣ス
以前ゟ帆船之被遣中之弐般ゟ此遠路相届申へき
来ル同月迄帰船申候
一
幸太夫ハ日本へ八月朔日千キリと申帆船ニ而日本へ八百里
海上三千日相懸りキホツトカと申処へ来り海中大難ニ逢三百絶
食物ゟ尽居候ニ一日に弐度宛ニて水夜着等ニて凌キ申候
浪ニ合候事チエレムシキと申所の漁舟ニ乗
幾法ゟ漂流之指置ゟ申所評議之内儀を始風波相

如是船破損ニ付幸太夫始め船之者ニゟ申候者難儀候
十二月迄滞留致候内国之者ニ差添候外ハ百人余不残
渡候ニ付同所出帆九月十三日此処を相立候処ニ而此所参
ヤクウツカ近辺ハ寒気強殊之外馬之道中
手前仕度致候ハ寒さ強く被申候ハ夜之間
仕度之節寒さ厳雪降木之枝を折
凍死候者有之馬に乗候
相越て歩行路も難致又馬を雇十二月日本十一月
アヒリツカヘ着仕候右凡千拾三百里程此処ニ而
ヤリの此事二而去ル亥八月三十日ハ昼夜
のみ夜
此国

其例なく珍しき人形ヤコウツカ分両国にて罷出一石
渡し申来り候處住居said住居いたし候ニ付、由緒承り海国ニて
職の者相尋候處町方ニ而紀角市方作り者の内乙名ニ而
御尋有之候ニ付其上阿蘭陀置来り候由、申渡し候ヤコウツカ
に被差置候角右衛門殿ニ而拾目程儀右衛門銅銭差出
百文代貫目世話致し候處同年十二月十三日申来り候
表紙御役所ヘ差出し候へ共其後ヘ上に被遣候物取扱
被仰出候文右之通り寛政元酉年二月廿三日イリコウ
ツカへ差遣候而ヤコウツカまでイリコウツカ迄相渡し取計
罷登り候ニ付此所ニ而罷出し節々千宗ル迄帰帆之節
相渡し候分品々差出之通役所ヘ差出銅銭等少々
日々の鉄錆に代貫目相渡し申候初メ之通取計

右ニ帰帆之節申し此所に一式差出し相済候ニ付役人へ差
出可申旨申来り候ニ付又之輸出書付差出し申候ニ付
シヤツカタラヨリホツカ迄同所住居ニ代官ニ而此所ヘ差出候
新之通り書付近所ニ而申来り不残御吟味ニ而相仕
而之通物取扱ニ付御役人中ヘ遣候役人アメムの礼ニ而
ロヒトリ人ヘ別當記録之分相渡し候處相違無之様
相渡し人数二人之者書付以後一日毎之分相渡し候
相渡し候分相渡しヘチルホルン之通相渡し相済
相渡し候分書付之通り、此下に住居之節広く渡し候
金子之分ハ両国へ借り等御座候ハヽ両国ニ而相渡し申候
右之書付相渡し候様又少々之分相渡し申候
へ被銀一両ツヽ世話致し居申候キリロ義ニ而[illegible]

三歳ニ而調候以後朝夕の食事も 龍宿ニ送り候様ニ致し
申候 又三度目ニ 致書候由ニ而 同國ニ而五十六才 四月廿日出帆
候處ニ而何ニ而病氣ニ付キリ口申候 [illegible]
死後人 閻王之中達 [illegible] 方ニ而
候ニ ヘチルホルへ 差遣シ 其外 [illegible]
書付ニ而 [illegible] 月日 [illegible] 病死致し [illegible]
加筆致し 四月 日十四日 幸大夫 儀者キリ口 [illegible] アメム [illegible]
人 [illegible] 人 同人 [illegible] 先 [illegible]
持参 大通詞 [illegible] の [illegible] 物を 持 [illegible]
[illegible] 在 [illegible] 茂 [illegible]
内 [illegible] 人 [illegible] 大通詞 ヨロシヤ [illegible]
[illegible] 相幸大夫 殘書 國 [illegible] 記

一

ヘチルホルへ 差越し [illegible] 花衣 持参 [illegible] 同 [illegible]
入用ニ付申候 含物外 出 キリ口 相大
金拾両 [illegible] 一二三 大通詞 [illegible] 差
イリコウツカ ヘチルホル迄 [illegible] 毛布
ツト 十四日 [illegible] 殘 [illegible] 日本
二度 [illegible] 閻王 神 ヘチルホルニ [illegible]
[illegible] 道 [illegible] 所 ツカリニ [illegible] 大 [illegible]
[illegible] 八丈 [illegible] 引 [illegible] 一 [illegible]
國 [illegible] ヘチルホルニ 差越し [illegible] 月 キリ口 [illegible]
外 大通詞 [illegible] 月 殘 [illegible] 骨病 [illegible] 帰
[illegible] 打 [illegible]
一 [illegible] 内 新 [illegible] イリコウツカニ 殘 [illegible] 大通詞

此ヲロシヤの帝都を[illegible]同年五月 国王に[illegible] 拝謁

[illegible]ヘテルホルカ[illegible]

一 同年十月[illegible]国王に[illegible][illegible]帰国[illegible]

[illegible]被 仰付[illegible] 十月廿日

役人衆[illegible]国王より[illegible]

香[illegible]標[illegible] 同日 漂流

人[illegible]の[illegible]

[illegible]の[illegible]国王[illegible]根付[illegible]

[illegible]時[illegible] ヲロシヤの

[illegible] スウェツカイヒヤ [illegible]

[illegible]国[illegible]町[illegible]

[illegible]町[illegible]

[illegible]有[illegible]首[illegible]

[illegible]都[illegible]

日[illegible]二里[illegible]町[illegible]

[illegible]階[illegible]

[illegible]

紅草羅紗[illegible]文[illegible]水[illegible]

[illegible]川[illegible]手[illegible]

[illegible]石[illegible]

に[illegible]都[illegible]

[illegible]中[illegible]

[illegible]上[illegible]大川[illegible]

[illegible]百[illegible]有[illegible]国[illegible]石[illegible]

皆筆ニ而築立候而の迫船ニ而ハ澁ケた□中船ニ
而宗以て中作舟ハ中を込ミ細川の中に流
其前日に差出て柳堂□風燈籠残焼も
候所差置夜分ハ汁未済候ニ而舟打払ニ而其□
一 去ル丈ハ金銀百両程被下候ニ付□□□
服の分ハ添日相添不足被成申候ニキヒツカ
灘ニ而よふなり相成諸候侍□四足芳ひ申候ニ付
諸服等相□何連もキクロニ相払ハ世話致し芳ひ申候ニ付金
手ニ而□ハ相□□金石ニ而カウシツカヤニ金三両宛
紀金ニ而□候宜敷□□□代銭三〆
此者文ニ相成申候ヘチルホルに九ヶ月通満□□小半ニ
[illegible]以て借用仕候而返済候金三両申候

一 五月朔日より八日晦日迄同所ニ而其□塑造人ヘチルホル出立
候□□ウツロスニセと申者共□□候事ニ而
ヘチルホルニ通詞申ハ相□□□役人共ハ大町人其外
候□□□□□□役人□□□□□□候□
□□□□□□□□□□□□□□□仕□□女□
一 □□□□日□□□□□□□□□□□□
一 去ル□月廿日ヘチルホル出立キクロ□□□□
ヨチ□□通詞仕□□□イリコウツカヘ□□□□
□□□役人□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□其外□□□□□□□□□
□□□□□□九月□□□キクロカケム□同所ニて

通詞之外ハ堅ク禁候 カムムスニ右船頭共立帰リ候之
同様漂流之者三拾九人其外夫ゟ頭共水主都合罷在人余
然所ニ九月十五日日本之船同年十月十五日右船頭共之地
ヲモロ沖ニ立帰リ申候唐ゟ寛政付ヲロシヤ国の月日
右之通申候

一 此節渡海致シ候年月右船頭共地キノ相守
ヲモロにて病死仕候者ヘチルホル近所ニ而其外共罷在
仕候右之雑穀のことにて其外ハ見不申候四拾余
候右其物調致候何ニ而自分相成候儀ハ無之
ヲロシヤ国ハ数多く有之其国之草類を多分に植
申候金銀の山有之候銅鉄類ハ別而沢山ニ有之候
近年ハ国の鉄ハ延陸之儀ハ蕎麦ニ而船ニ道

一 用金ハ阿蘭陀国ゟ参候由申候ヲロシヤ国
ニて仕候国々の銀へチルホル人在候銀銭之
も有之イリコウツカ銀銭手形を有之ヤコウツカ
其外ヲホツカ台ヤリヤモスクワ銀銭ニ而斬
有之候役人ニ而形ニ而年数ニ而出候而申候
右之通申候

一 ヲロシヤ国ハ第一様ハ格別沢山ニ御座候雑穀等ハ
至而運送仕候物ハ大麦蕎麦小麦稗等植付
餅牛肉猪鹿魚類のミ食物ニ仕候其郷の国に羽
汁ニ而不申候其外年々ニ相成候
平常ハ国の市ニ而五十歳以上之儀者
先ハ年ニ而ハ揃ニ成候之

一ヲロシヤなとの国ハ至極寒国ニ而雪多積り候ニ付[illegible]
サコウシカ与申獣をシビリヤと申所ニ而捕申候由極上之毛皮ニ而[illegible]
得此獣の毛服中ニ用ひ申候又猫の毛なとも[illegible]近国
ニ而も右之品多く出し申候[illegible]土地を[illegible]
[illegible]郡郷ニ而[illegible]
[illegible]牛[illegible]一[illegible]
[illegible]利[illegible]右之[illegible]議[illegible]クリに
宗[illegible]先[illegible]
[illegible]金[illegible]仕[illegible]仕候
[illegible]牛の[illegible]水[illegible]アリカ[illegible]
[illegible]又ハ皇[illegible]金[illegible]或人[illegible]
[illegible]根[illegible]居[illegible]

[illegible]アリカと申ヲロシヤニ而[illegible]
[illegible]
一ヲロシヤ国ハ至て[illegible]冬の内ハ海も氷り候故
[illegible]船[illegible]
毎年九月十日頃ゟ[illegible]其後[illegible]船[illegible]
止四五月頃迄ハ氷の[illegible]六七月頃[illegible]
一インセンス　是ハ子メツし
一トレリユ匹　是ハクロンボウノ事也
右ハ[illegible]其外[illegible]ヲロシヤ国[illegible]
[illegible]役人[illegible]
[illegible]罪[illegible]ヲロシヤ[illegible]
[illegible]仕[illegible]ヲロシヤ[illegible]

之役人其外家ノ者共ハ又ヲロシヤ国ニ捨ル役所と申有
ヘチルホルニ有之夜中右之役所門前を叩き候得ハ切
被り之窓ヘ紙包を入置候所右ノ紙ヘ子供を入置候ハ直ニ
取入右之紙ヘ子ノ名又ハ右之帳を取りて預ケ候事
置所ハ役所の門ヘ張札致し候者何時にても
依捨之子供何年ニても其者ニ入来り候ハ貴賤ニよらず
無之勝手次第門内ヘ入捨ひ置て子供成人迄
一 ヲロシヤ国ニ而重科之者死罪ニ不仕耳鼻を
切金銀等ニ而済候ヘ共又ハ入牢仕候得ハ右之者
若者共申付候ニ而随分者共申付て捕え候
を申付て兎角人ハ生涯隠居を致せ被申付て忘れ候共
さゝせ夜中斗ハ牢内ヘ差置申候ハ右之如く伝ヘ候

恐させ人家に見世中ハ其罪軽り上ハ別の牢ヘ入置
重分御赦免ニ而候し然らハ其儀無之
一 ヲロシヤ国の人手能男ハ鬼キリシタンの内子モロに子生
候而満風召候へ兎其前に三百程に土を以て築込
室の如くに仕硝子の窓有之内にハ座敷を拵候処
此上ニ而火を焚置て燈台を拵候ハ並ひ立置候
置[illegible]是非[illegible]沸騰[illegible]
一 ヲロシヤ国ニ而依ハ広大ニ而其人別ハ甚繁昌ニ而此御国之天
下之[illegible]ハ[illegible]ニ而大名ヲ家臣ニ而ハ無之下ニ而附属
武備之儀ハ不怠ニ而唯[illegible]ニ而相成候
之[illegible]も申もかくの
一 ヲロシヤ国之儀ハ開闢より当年迄凡年数千七百九

拾三年ニ及申候

一 神昌丸之者共拾七人之内拾三人病死仕候、残り両人病身ニ付
者大病ニ相成、イリコウツカに相残り居申候、彼者儀ハ両足共
腐り申候、膝（ひざ）より切落療治致し、今以存命之由承り
候様子ニ候

ヲロシヤ国ゟ送り来り候人名前之事

一 役人（ナラヤンカ）　アメムキリロイチウツツ

一 大船頭　ツシレイヒヨウトロイチロツソクウ

一 地方役兼帯　ヱコルイツノイチトコロコツ

一 地方役　イツシセイホイチタメウヘチユコウ

一 通詞　日本名ニて　[illegible]

一 小船頭　ツシレイツノイチキヨウレラリ

一 次小船頭　モリホアエキモイチムホイレフ

一 海役　チユホレイツノイチホシレレ

一 商人　ノイウンチリロウノイチホロモシク

一 目付　ウラヌニキウウイチハヒロウ

一 鍛冶役之倅　ツシイウノイチユヨフ

一 大船頭之倅　ヨレキセイウシレイチロツフ

一 水主　シヤハリン

一 諸雑役

一 船方

都合四拾弐人

右ハ幸太夫 磯吉漂流一件之外 取紛申

漂民上覧之記

寛政五丑年九月十八日吹上御物見におゐて去ル天明二寅
年十二月十三日勢州白子湊船其頃駿河の沖にて
俄之大風ニ吹放され寛政元酉年二月廿九日魯西亜
国之都に到女帝の見へて帰を請去年九月三日蝦夷
之子モロと云地迄彼国ゟ船にて送り届されたる所同見
之船頭大黒屋幸太夫水主磯吉と云者上覧あり御物見
の西屋ニ御簾を掛御床迄なるに龍より来る御縁
を備中守在之方に入御なり右側に松平越中守殿端
遠江守并ニ若年寄安藤対馬守京極備前守服部列座其外に浜
刈殿御小納戸頭取亀井駿河守小野日向守多
紀永寿院桂川甫周列座右壱人ゞ出を待居光太

紀し候を尊ぶ也　増し御目付中川勘三郎出役
御出人ハ今日ニ始事也此後ハ近中仕前尼に流
出御尸九群居有り此日闘ス快粗を遊見ハ彼国人
ニ成の為ス備をなり敢ニ刻ニ而ノ幸太夫ハ儀右衛
工藤さ且幸太夫鍬四挺式系銭ニ三ヶに仕様ノ事
金を黒き紡ヨて巻黒紀銀笠銭王きさみ襟に
ハ黄金ニ縫てたり小さ紀脱の上紀物をうけ桃色よ
羽莫大ニて製したる筒袖ニ上着女き色見爛
布ヨリ裁物ニ横を見紺紀ニ縁の下具白紀縮り
尽き三上着黒き営西亜革の深き沓を紀丸服
ニ股を深き又履きハ紫出ハ系ヨリ杭に紫系紀幸太夫
掛たる長き杖を持ニて他見候ヨ笠ニて帽さみ紺

呼羅咀の上着て服の釦を付け下着ハ猩々緋にて
天鵞絨ニ襟を付け白紀兎黒毛の上に深き沓を
履き光ハ幸太夫が思ひか出す舞か上て桃色ニ茸にて
縫たる物製候ハ用る諸獣ス笠銭地たる衣を
なし此相に建たる珍宝に此表ニ人々ハ凡人民紅毛人
ニ形ヨ蛇ヨ多毛帯たりまん彼国人の関せ御出来事的気
引て御り屋演なし儀ヨ千古未曾有事也

一　同其方た方ニ而蒸船したる新は作りて此段
一　蒼門ニツリトト申縞に漂流者此絶に軍事
食事ハ魚を和し黒方居の報を氷そ碾て白酒に
めくニ吽し強く居り其れ膳ヨ飲み角を酒飲み
ニ出うに書きニ節を入黒仕又角ハ負出

合之縫ニ而て筋の大きさに割キ長サ弐寸ニ
いたし押えや打破の様を揃ゆ抱にて当候ハ唐ニハまだ川苑
此男子ハかゝわり是男女共多く毛を差定ス在候
夫ゟカムサツト申如く巫觋ハ生ニ而申事漸く内ニ入
死之後ハ是病躰ハ申ニ而て刃ス[illegible]チンコ是申病家
唐ハ阿蘭陀言ニケウんホイりと云則是脈牙瘡なり
此地ニ而テラミヤニハカ[illegible]丹医名チモヘナシボイチヒヤと名ニ
之道ニ而ハ[illegible]オヨツカヒヤ[illegible]速瀉[illegible]丈ケイリカ[illegible]
加ヒ申如く行年滞留候ニ虫気[illegible]
内外ニ[illegible]を裏を[illegible]狐の[illegible]
当候[illegible]養や引合の達逢ひ目より耳鼻[illegible]
此[illegible]ニ[illegible]右ニ[illegible]打[illegible]又[illegible]

頭ハ[illegible]解[illegible]類[illegible]落中[illegible]
右[illegible]ホウトルに丁子肉桂を加く[illegible]
桐[illegible]気を[illegible]
[illegible]右の[illegible]桐脳[illegible]医師大
[illegible]
綿ニ而切に[illegible]
匂[illegible]治前[illegible]食物の[illegible]
[illegible]桐[illegible]右[illegible]牛肉[illegible]
右[illegible]雑費十分[illegible]右[illegible]
[illegible]常[illegible]元[illegible]
貴[illegible]商人[illegible]追[illegible]
[illegible]何[illegible]

て日本人婦女ニ髪ヲ結せ候得共一向取合不仕兎角
住居之蘇生を渋り候て候へハ婦女を相好ミ候様
一向ニ狩り候事甚嫌ひ申候女帝ハ此方へ運ひ申上
申候よし此國の者和蘭人ヲ郷里ニ帰シ真ニ称仕候
右體元〔ヘチルホルと申候〕ハ此方ニ而和蘭字を達者ニ相成申候宮
中ニ而ハ教多ク宦人厳重ニ相備王居ニ而ハ宮女
雲のくくと覚える也此節ニ而ハ此方にて相勤候
漢民先帝ニ中国之宦人を用ひ女帝ハ此方に候ひ
りて安ク之候宦人婦女ヲ相勤右之外ニ住居之女
帝此方日本延持参之和の書籍之之所々を此方せ
き三度の出来なと仕候而ハ相知れ申候所存
如く住居之事ハ初メ帝ニ見へ候時被仰候由ニ而候

是迄者遠々相勤申候松王城を候へハ一向城ニ而
是迄者練士ニ而も士之通り候而仕来り候得共其六國ニ
仕来ニ二千年前ニ紫山泉殿迄を扱ひ花
畑之類作りて下地を相ニ而甚上へ立置物
ニ相之者ニ家臣候似たる王城中へ入住居を為在
ニ渡り候ハ儀を申候

一 問　此頃ニ而ハ日本ハ如何之事

一 答　右申上候通日本風土等相応ニ候所二階造り之家
成ニ而構ニ而居候事甚隣[illegible]
平商売立派焼失仕候事度々有之候由内に有之候通
ハ内送焼失住居ニ而類焼[illegible]
右之附大事[illegible]

一問城ノ岩屋ノ上ニ大きなる吹声ありしは何ぞ

一答外ノ大道ヲ通り岩屋ノ東ニ大きなる吹声ノ事ハ
備前ノ岩屋ニ

一問城門ノ上ニヲロシヤ中更の南伯列福（ヘルヌロク）ノ像有
ニ何ぞ

一答伯列福ノ像ハ東ノ内安置仕候其由ハ
大なる磁石の大きさ三尺余にて四角様ノ筋屋を
掘リ四方ニ磁石一挺ツヽ吸付居り磁石之脇ニ
仕掛ケ蝶番を廊下ノ吸前ニ差遣候や四方ニ
磁石ノ蔵ニハ又ニ鉄[illegible]廊[illegible]人体ニ
磁飛上り[illegible]候事也

一問台ズリツニ大石火矢有之由見及候や

一答箱ハ又[illegible]ニ[illegible]延[illegible]
ツ[illegible]中ハ長サ三尺余[illegible]中ニ同[illegible]大鏡[illegible]
[illegible]鏡ハ大[illegible]
[illegible]
證[illegible]
[illegible]仕[illegible]中山の[illegible]

一問[illegible]ハ[illegible]

一答ヤコケツカ[illegible]イルロウツカヘ[illegible]一新[illegible]
[illegible]外[illegible]
[illegible]ヘルハヒ[illegible]

一問[illegible]
[illegible]

一答 此言ハ何[illegible]たゞ[illegible]させる焼
[illegible]水[illegible]こて[illegible]
[illegible]
[illegible]
一問 [illegible]
一答 [illegible]一向[illegible]人[illegible]
[illegible]侍[illegible]
[illegible]師[illegible]
[illegible]一向
[illegible]荒[illegible]
一問 [illegible]人[illegible]
一答 是ハ[illegible]事[illegible]言流に[illegible]

草の[illegible]四人[illegible]
[illegible]車[illegible]野[illegible]帝
[illegible]然[illegible]諸侯[illegible]
[illegible]人[illegible]
一問 首ニ掛ル物ハ何[illegible]
一答 [illegible]女帝[illegible]襟[illegible]
[illegible]メンタアリと申物[illegible]元祖伯多稼帝[illegible]
[illegible]像[illegible]の女[illegible]女帝[illegible]
[illegible]メンタアリ[illegible]ラヨンヤ國[illegible]人[illegible]
[illegible]制外[illegible]
[illegible]
[illegible]人[illegible]一[illegible]

此間承りて御上る事も將又人間一渧の雨露を盛る
の事毎日仕度申候て此月〔ハ〕不通ニ成候
外事を嫌ひ辛き大ん油（アイヒ）縁（ロト）色の吟囉呢
儀まて若（カ）寛ハ羅刹之外ニてありし
一 問 甚大成事テロヒヤ〔救〕済之思之外度性にて
ありし存まし、されハめでたき縁子有ハ大切にて
存候にて候ふ此

一 答 其儀ハ何の事なくハ柳になぐさみ存申候 修行大切
三存候へ、中〔捨〕し哉ハ無之候に
一 問 右様之其儀ハ有しかど何先生より談を去る者人
帰りまし
一 答 只今只御国に先母甚子兄弟此度の為思慮清

之〔由〕にて候へ以上御座候而御用之雑多に付御の事をなし
方一之語明白に通中萬般之々但出来候之身分
我か皆方ニ一国之御恩仕候御座候
一 問 之語ハ先人ハ〔之て〕ハ〔御〕
一 答 之違に付候て我々ニ在之候而之に一通ハさ
かの時に一向糸通仕る末成萬〔御〕目付る対面利
如何ニ〔出〕来唯之能ある御程の用を打系し〔通〕
るこ〔と〕候
一 問 帰りて萬〔事〕之儀何而も〔出〕来候
一 答 先年〔は〕可申役人〔様〕之〔上〕ニ〔而〕世界之〔事〕
大概〔之〕事の東西通商〔も〕出来候〔而〕〔通〕
〔之〕〔儀〕〔御〕〔国〕〔之〕一〔統〕〔ハ〕〔我〕〔等〕

御子ありし去年違へ申と申候に[illegible]へかゝり
候處帝分ハ後々申ると存候事ハ直相ヽ従ヘ相勤奉公
かねまれ申すと存候

一 問 彼旅之節邪法宗門に入りて四ケ月
水を呑び後罷出て 嚫吐（ツバキハキ） ー 之事有之存在て候由
見届候

一 答 其儀ハ以之外ニ面躰ハ何迄取を呑びかゝり
ありし古き存る小児の名を付候事大概我等ヘ小
見を我等して云残し其上にて名を付申候事外曝申候

一 問 宗門よ入る事ハ有之哉之儀見届不及申候

一 答 前之申上候通り我等ハ制外なる者何方へ参り
如何様に笑見申事させ其外承り候 相済

何の儀と見届候ものに

一 問 十文字の掛物畳以ハ作見届候哉
仏ハ御女御の家 ホウジユリ かけし

一 答 十文字に以ての事ハ拙存候ハ書庫所へ掛物を
云々の掛物其上太く見申候夫入候て掛物
中の名をハキリストと申に相当る人の名ニ参り先様
櫃本寺にて云後之人仏の折扱候ハ所存り以て主人に
咽を以て仕り候て仏前へ法礼いたし候ハ宣教事に
おはらひ仰之御名をホウシフと申ハホウシフと上と申候て
則其ここ了を申し存候所り存候

一 問 彼る吹ひを見候申也

一 答 秘事へ（チルホル）へ 南蛮と 藤中 南蛮 委在しゃし
其ハキリストと申者ハ 硝子 酒 を 申 見 物

候右麦粉ニ仕山浮ノ如ク麦粉の如ク致ハ右ヲ水ニ入言上候

或ハ京都等ニ候ハ展ケ候テ均ク常ニ板積ニ致吹ニ

其後刃の先ニ吹笥ニ吹キ山梔ニ而堅ク調候ヲ入置

火ニ焙ヲ右両様ニ而二ツに割是ヲ広メテ板積ニ而緘申候

致焼候而延度ク切申候

一 問 チヤンの製法如何ニ候哉

答 随分見物仕候地ヲ堀テ壺の底を上ケて屋を植ぬの

通ヲ段々致シ候而上へ土をかけ申候火ニ而焼候上ニ

其上を覆ひたし候ニ付此間ハ此の壺へ自然ニ溜り

申候チヤン之事ハ別而上ニ而致難渋候申ます

一 吟羅呢の織方如何ニ候哉

答 是又見物仕候織物ニ而羊(ヒツジ)の毛を縒せて宗掃ニ織

申候織上候而其水を濯き毛の捕候ハ古き事ニ申候

一 問 テロニシヤ之急ニ出来候節ハ外見悪く可有之哉

如何ニ候哉

一 答 墨さ様之類ハ其専ニ御座候九月頃ニハ夜中ニ

油ニ而仕候墨ニ而面へ置候を仕り拵候而細く

認め候書物等ハ端ゟ次第に読ミ申ハ難成候ハ

一 問 何様ニ相別ニ御座候而紀を写シ申候陰ニ而仮ニ致候哉

一 答 去ル内ニ御座候ハ是迄御座候ハロシヤなとニ而ハ仮名の字

真ニ而写候ニ而家ニ而初テ申上候通テ耳ニ而鼻ニ而解候而申上ます

切支丹ニ付候而此度ニ而も其様ニ申上候ニ御座候

一 問 居候年中居申候哉

一 答 大概年中居申候而春ゟ秋の初迄

別而鷹〔?〕御座候得ハ 尾ハ中ニ在之 羽を切放鷹の〔?〕
拳ニ居候得共 御〔?〕料相掛候而 雄鷹羽ニ〔?〕論
据付置申候 御の〔?〕 [illegible] 物之出候ニ
一 問 先ツ別ニ大きなる 右様〔?〕之 見物致し〔?〕
一 答 其様ハ〔?〕 南蛮〔?〕 [illegible] 候様〔?〕 [illegible]
一 問 〔?〕 日本ニ 事〔?〕 [illegible]
一 答 〔?〕 ニ而〔?〕 [illegible] 日本ニ 〔?〕 中ニ
書物文ハ 日本と 〔?〕 見申候 [illegible] 長川〔?〕
中川淳庵〔?〕 [illegible] 日本ニ〔?〕
残記〔?〕 書物の中ニ 出載 [illegible]
一 問 〔?〕 事ハ 〔?〕 [illegible]
一 答 〔?〕事ハ 〔?〕 [illegible] 相

〔?〕 風〔?〕ハ 羽〔?〕 [illegible] 大〔?〕 〔?〕 是
ハ〔?〕 [illegible] 〔?〕風〔?〕 [illegible]
一 問 〔?〕 [illegible] 彫付相〔?〕 見及申候
一 答 一〔?〕 [illegible] 文〔?〕 [illegible] 便
〔?〕 〔?〕 [illegible] 是
通船〔?〕 [illegible] 紅毛人之便ニ送り〔?〕
〔?〕 [illegible] の〔?〕 [illegible] 力
〔?〕 [illegible] の〔?〕 [illegible] 送り 〔?〕
〔?〕 [illegible] 〔?〕 一〔?〕 [illegible]
〔?〕 [illegible] 年月 [illegible]
〔?〕 [illegible] 紅毛人〔?〕 [illegible]
〔?〕 [illegible] 〔?〕 [illegible]

朝鮮人ニ食通ひ有之候人ハ又漢字ニ此常ニますと
本朝ハ冬中ハソリニ乗氷の上ヲ大ニ引申候達
を犬ニ足ラ引セ申候此外羊ニ而も荷物ニ此通りヘチル
引ル二度ハ此野獣共帰国ニ見物仕候可申と存
罷通飼ニ而候処二而大虎死候節
当今ハ女帝ニ而御座候エカチリカアレキシリナと申
此帝ハ六拾四才ニ相成候
太子ハ此ハウルヘトロイチと申此帝ノ子ニ相成候
皇孫二人をばアレキサンテルハウロノイチ此帝ノ孫ニ相成
二人をばコレスタンチンハウロノイチ此帝孫ニ有之候

右一件聞書差上候漂民ハ此節

差添り雑子様外此度帰り候定而見聞一大切の
此代の事も委しく聞取候得事なく聞書之
之覚書取計らひ置候のミ

丑九月

一 寛政四子年六月十三日松前家老伊奈安治郎より
此趣申上候漂流之此書付

幸太夫

磯吉

右之者共外ニ漂民年月之無之
帰国仕候ニ付表立
一 此度ハ別儀も無之候此

西之宮町[illegible]地 茶屋 植場之内ニ住居[illegible]候
二而出来 幸左衛門 金三両 礒右衛門 金弐両[illegible]
相渡し 一の事ニ

一 安之[illegible]勝之[illegible]人妻女ニ 出役安場住居 仕候様可[illegible] 植
場之[illegible]中村[illegible]先[illegible]安[illegible] 居[illegible] [illegible]
一 外[illegible]ニ [illegible] 掛[illegible] 仕合[illegible]の[illegible] 本之[illegible]
大[illegible] 安人 [illegible] [illegible]
[illegible]付[illegible] 茶 [illegible] 植場ニ [illegible]
相[illegible]取[illegible] [illegible] 月 出勤[illegible] [illegible]行[illegible] [illegible]
大[illegible]通り 西書付[illegible]候

一 日[illegible] [illegible]州河内郡 茶屋 松村 大里[illegible]幸
大夫 [illegible] 外[illegible] [illegible]漂[illegible] 年月之 [illegible]

帰宅[illegible] 家持[illegible] 金三[illegible]
別義[illegible] [illegible] 茶屋[illegible]
居ニ 茶屋町 茶屋 植場内 [illegible]住居 月之[illegible]
幸左衛門ニ 金三両 礒右衛門 金弐両[illegible] [illegible]
手之 妻[illegible] 呼安[illegible] [illegible] 出勤[illegible]
行取[illegible] [illegible] [illegible] [illegible]
十八日
寛[illegible]

一 同年八月[illegible] 出勤定奉行 [illegible]世母[illegible] [illegible]居
出[illegible]去ル寛政[illegible]丑年 ヨロシヤ [illegible]帰[illegible] 義
其之市 病死[illegible] [illegible] 茶屋松村[illegible]
市
出勤妻 [illegible]三年 [illegible] [illegible]

業ニて二番ニ成進　御内證ニ、安様ニ而右之仕度
被指出候ニ付、中宮様御ニて　若用被下置候
見合ニ而宜候者右之通被仰付候
石川日向守殿・牧野備前守殿・松平右京亮
大和守殿御外ニ、酒井雅楽頭殿・小笠原山城守
月ニ難有ニ候、此地ニ而出候趣被仰付候ニ付
近年難渋之者ニ付、小笠原家ニ而留守被仰付候
中宮様御方ニ而、別段之御趣ニ而、左様之儀可被
成ニ付、戸田采女正殿ニ而若年寄ニ付申渡ニ
中宮様御方ニ而

一 壬局股引壱枚　一 羽織壱着　三足
先八公儀ニ而出候

一 毛織蒲団　壱ツ　但表毛革
一 羅紗胴衣　壱ツ　但花色
一 紺羅紗股引　壱ツ
一 きせる　弐本
一 おろせ　弐ツ
一 草袋　あらかねにし　壱
一 花色羅紗合羽　壱ツ　つゝみ白布
一 毛織頭巾　壱ツ
一 鹿皮 若羽　壱ツ
一 さじ　四本
一 京　壱包
一 白布　壱切
一 黒羅紗若羽　壱つ　裏とろめん
一 紺羅紗若羽　壱ツ
一 草鞋　四足
一 庖丁　壱本
一 掃　壱枚
一 洗大升　壱本
一 襟巻　弐ツ
一 白布大風呂敷　壱ツ
一 蒲布蒲団　壱ツ
一 黒羅紗笠　壱蓋
一 手袋　但裏毛　弐掛
一 紫かけ　壱本

一 布頭巾 壱ツ
一 白布襷 弐ツ
一 布学物 壱ツ
一 羅紗小袋ニ毛革 壱ツ
一 紺羅紗茶袋 表とうめん 壱ツ
一 嶋毛繻子どんす胴服 壱ツ
一 花色羅紗股引 壱ツ
一 白羅紗胴服 壱ツ
一 黒羅紗胴服 壱ツ
一 嶋布胴服 壱ツ
一 針入 壱ツ
一 眼鏡 拾(?)ヒつ又

一 中判 壱ツ
一 毛織帯 壱筋
一 風呂敷 さらさ 三ツ
一 嶋布袋 壱ツ
一 胴小箱(?) め又 壱ツ
一 白布股引 四足
一 黒羅紗胴服 壱ツ
一 嶋毛繻子どんす胴服 壱ツ
一 大はさみ 壱丁
一 きせる筒 壱ツ
一 武役(?)多あり 十枚
一 胴[illegible] 小判(?)六枚 八拾枚(?)

一 小判弐百弐拾両(?)
　銀子 四拾匁(?)
　外ニ(?) 両 [illegible]
一 木綿布ニ乄 壱ツ
一 足袋 六足
一 手拭(?) 壱ツ
一 木綿帯 壱ツ
一 小銭 三拾弐文
一 浅黄木綿股引 壱ツ

一 小袋 壱ツ
一 柳行李 壱ツ
一 火打袋(?) 壱ツ
一 折本 壱冊
一 四文銭 拾文
一 鴻(?)文字 壱ツ
一 風呂敷 弐ツ

大石
ちえの

下

ちえの